

千歳市公立大学法人評価委員会の概要

1 評価委員会の位置づけ

公立大学法人に関する事務を処理させるため、地方独立行政法人法第 11 条に基づき設置する市長の附属機関

2 評価委員会の主な役割

(1) 公立大学法人の業務の実績評価

- ・ 年度ごとの業務実績評価
- ・ 中期目標期間業務実績見込み評価（5 年度目実施）
- ・ 中期目標期間業務実績評価

(2) 公立大学法人の中期目標等に関する意見の提示

- ・ 中期目標に対する意見（策定・変更時）
- ・ 中期計画に対する意見（作成・変更時）
- ・ 中期目標期間終了時における業務継続必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる意見

3 評価委員会の構成

委員 5 名以内

経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱。

特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 評価委員の任期

2 年（再任可）

千歳市公立大学法人評価委員会の業務内容

1 公立大学法人の業務実績の評価

- (1) 各事業年度の業務実績の評価【法第78条の2第1項第1号から第3号まで】
- (2) 中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績の評価（5年度目に評価実施）【法第78条の2第1項第2号】
- (3) 中期目標期間の業務実績の評価【法第78条の2第1項第3号】
- (4) 評価結果の法人への通知（必要に応じ、業務運営の改善その他の勧告の実施）【法第78条の2第4項】
- (5) 評価結果・勧告内容の市長への報告及び公表【法第78条の2第5項】

2 市長が評価委員会の意見を聴かなければならない事項

- (1) 中期目標の策定、変更（議会の議決が必要）【法第25条第3項】
- (2) 中期計画の認可（作成、変更時）【法第78条第4項】
- (3) 中期目標期間の業務実績見込み評価を踏まえ、法人の業務継続必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行う際の意見【法第79条の2第2項】
- (4) 出資等に係る不要財産の市への納付の認可（議会の議決が必要）【法第42条の2第5項】
- (5) 出資等に係る不要財産の譲渡の認可（議会の議決が必要）【法第42条の2第5項】
- (6) 重要な財産の処分等の認可（議会の議決が必要）【法第44条第2項】

3 市長に意見の申出を行うことができる事項

役員に対する報酬等の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて【法第49条第2項、第56条第1項】

※【 】は、地方独立行政法人法の条項